議案第七十二号

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十九日

提出者　港区長　武井雅昭

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

港区立幼稚園の保育料に関する条例（昭和二十二年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

付　則

１　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

２　この条例による改正後の港区立幼稚園の保育料に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成三十年四月分以後の保育料及び子育てサポート保育料（改正後の条例第二条第一項に規定する子育てサポート保育料をいう。以下同じ。）から適用し、同年三月分までの保育料及び子育てサポート保育料については、なお従前の例による。

（説　明）

保育料を改めるため、本案を提出いたします。

別表（第２条関係）

<table>
<tr><td colspan="4">各月初日の在籍幼児の<br>属する世帯の階層区分</td><td rowspan="2">保育料（月額）</td><td colspan="2">子育てサポート保育料</td></tr>
<tr><td colspan="2">階層区分</td><td colspan="2">定　　　義</td><td>年間利用（月額）</td><td>一時利用（日額）</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ａ</td><td colspan="2">生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２７号）による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯</td><td>円<br>０</td><td>円<br>０</td><td>円<br>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｂ</td><td colspan="2">Ａ階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）</td><td>０</td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="5">Ｃ</td><td>１</td><td rowspan="5">Ａ階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割が課税となる世帯</td><td>当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が５，０００円以下である世帯</td><td>２，１００<br>3月分のみ1，６６０</td><td>２，１００<br>3月分のみ1，６６０</td><td>８００</td></tr>
<tr><td>２</td><td>当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が５，０００円を超え１０，０００円以下である世帯</td><td>３，１００<br>3月分のみ3，０５０</td><td>３，１００<br>3月分のみ3，０５０</td><td>８００</td></tr>
<tr><td>３</td><td>当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が１０，０００円を超え７７，１００円以下である世帯</td><td>６，２００<br>3月分のみ6，１００</td><td>６，２００<br>3月分のみ6，１００</td><td>８００</td></tr>
<tr><td>４</td><td>当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が７７，１００円を超え２１１，２００円以下である世帯</td><td>７，１００<br>3月分のみ7，３００</td><td>７，１００<br>3月分のみ7，３００</td><td>８００</td></tr>
<tr><td>５</td><td>当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が２１１，２００円を超える世帯</td><td>８，０００<br>3月分のみ8，５００</td><td>８，０００<br>3月分のみ8，５００</td><td>８００</td></tr>
</table>

備考

１　この表において「年間利用」とは年度を単位とする利用を、「一時利用」とは日を単位とする利用をいう。

２　この表において「均等割」とは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。

３　この表において「所得割課税額」とは、地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、委員会規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。

４　月の途中で入園し、又は利用を開始した幼児の属する世帯の当該月の階層区分については、当該入園し、又は利用を開始した日における在籍幼児の属する世帯の階層区分とする。

５　４月分から８月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第２　基本保育料（保育必要量が１日当たり８時間まで）（第６条関係）

| 各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分 | | | | 徴収月額（子ども単位） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 階層区分 | | 定　　義 | | ３歳未満児の場合 | ３　歳　児の場合 | ４歳以上児の場合 |
| A | | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯 | | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>0 |
| B | | A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯 | | 0 | 0 | 0 |
| C | 1 | A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯 | 当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯） | 1,800 | 1,200 | 1,200 |
| | 2 | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯 | 2,300 | 1,900 | 1,900 |
| | 3 | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯 | 3,000 | 2,600 | 2,500 |
| D | 1 | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯 | 6,700 | 5,600 | 5,600 |
| | 2 | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯 | 8,300 | 7,300 | 7,200 |
| | 3 | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯 | 9,400 | 9,300 | 9,200 |
| | 4 | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯 | 13,700 | 11,000 | 10,900 |
| | 5 | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯 | 17,900 | 12,700 | 12,600 |
| | 6 | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯 | 21,700 | 14,400 | 14,300 |
| | 7 | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯 | 23,800 | 15,900 | 15,800 |
| | 8 | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯 | 25,700 | 17,200 | 17,100 |
| | 9 | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯 | 27,800 | 18,300 | 18,100 |
| | １０ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯 | 29,400 | 19,600 | 18,100 |
| | １１ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯 | 31,300 | 20,900 | 18,100 |
| | １２ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯 | 32,800 | 21,800 | 18,100 |
| | １３ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯 | 34,600 | 22,800 | 18,100 |
| | １４ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯 | 36,000 | 22,800 | 18,100 |
| | １５ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯 | 37,600 | 22,800 | 18,100 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | １６ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯 | 38,900 | 22,800 | 18,100 |
| | １７ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯 | 40,400 | 22,800 | 18,100 |
| | １８ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯 | 43,900 | 22,800 | 18,100 |
| | １９ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯 | 49,400 | 22,800 | 18,100 |
| | ２０ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯 | 54,300 | 22,800 | 18,100 |
| | ２１ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯 | 58,100 | 22,800 | 18,100 |
| | ２２ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯 | 62,400 | 24,400 | 19,400 |
| | ２３ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯 | 66,600 | 26,100 | 20,700 |
| | ２４ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯 | 70,800 | 27,800 | 22,000 |
| | ２５ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯 | 75,100 | 29,400 | 23,200 |
| | ２６ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯 | 78,400 | 30,700 | 24,300 |
| | ２７ | | 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯 | 81,700 | 32,000 | 25,500 |

備考

1　３歳児又は３歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。

2　この表において「均等割」とは、地方税法第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。

3　この表において「所得割課税額」とは、地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。

4　４月分から８月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。